

大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する高齢者に対して、自動車への安全運転支援装置の設置に要する費用の一部を補助することにより、高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、一般社団法人次世代自動車振興センターが認定する安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において、令和2年4月1日以後に設置したものをいう。

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能なもの

イ 自動車車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(3) 安全運転支援装置取扱事業者 経済産業省が定めた安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程（令和2年3月5日制定）に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが認定する後付け装置取扱事業者及び該当後付け装置取扱事業者から指定を受けた事業者のうち、愛知県内に店舗等を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有し、住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者

(2) 令和3年3月31日現在で満65歳以上となる者

(3) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の運転に係る有効な運転免許

証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する免許証をいう。以下同じ。）を保有する者

(4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）に使用者として記載されている者

(5) 自動車税及び町税を滞納していない者

(6) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(7) 補助金の交付を受けようとする安全運転支援装置の設置について、他の補助金等の交付を受けていない者

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、安全運転支援装置の購入及び設置（以下「補助事業」という。）に要する費用（一般社団法人次世代自動車振興センターから交付を受ける補助金の額を除く。）とし、当該設置に伴って行う自動車の修理、補修、改良又は改造に係るものを除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に定める額を限度とする。

(1) 障害物検知機能付き 32,000円

(2) 障害物検知機能なし 16,000円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車に係る自動車検査証の写し

(2) 運転免許証の写し

(3) 補助対象経費の見積書（安全運転支援装置取扱事業者の発行したものに限る。）の写し

(4) 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の交付決定に係る通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、安全運転支援装置の機能及び適切な使用方法について、安全運転支援装置取扱事業者から説明を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は前条第1項の交付決定の日の属する年度の2月26日のいずれか早い日までに、大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金完了実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第4）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金確定通知書（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに大口町高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付請求書（様式第6）を町長に提出するもの

とする。

2 町長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査等)

第11条 町長は、交付決定者に対し補助事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 補助金の交付を受けて設置した安全運転支援装置は、当該設置の日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、取り壊し、貸し付け、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損等交付決定者の責によらない理由により処分するとき。

(2) 病気等の理由により自動車の運転が困難になったとき、及び運転免許証を返納したとき。

(3) その他町長が認めるとき。

(損害賠償)

第14条 安全運転支援装置の設置後に生じた事故、自動車の故障等に係る損害については、町は、その賠償責任を負わない。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定による要綱の失効にかかわらず、第12条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。